

## スポーツ合宿誘致事業助成要綱

### 1. 助成概要

この助成要綱は、稚内市(以下「本市」という。)において実施される、各種スポーツ合宿団体(以下「団体」という。)に対して行う助成内容について、以下の通り定めるものとする。

### 2. 助成対象

- (1)団体の構成人数が5人以上で、本市において2泊以上の合宿を実施した本市以外の団体
- (2)前項の規定に関わらず、特に会長が認める団体（構成人数が5人未満又は、2泊以下の場合等）

### 3. 助成内容

#### (1)宿泊費（食事代含む。）

- ①1人当りの宿泊費に対し、その費用の1/2の額を助成する。ただし、1人当りの助成上限額は3,000円とする。
- ②団体への助成金額は、1人当りの助成単価×団体人数×実宿泊数にて算出した額とする。
- ③団体への助成上限額は、公共宿泊施設(少年自然の家等)が200,000円、民間宿泊施設(旅館、ホテル等)を300,000円とする。ただし、公共宿泊施設を利用する団体の引率指導者が民間宿泊施設を利用する場合の助成上限額は100,000円とする。
- ④道外からの団体が民間宿泊施設を利用した場合の助成上限額は500,000円とする。ただし、社会人団体は除く。
- ⑤団体への助成金総額が助成上限額を超えた場合は、上限額を助成する。
- ⑥助成金の支払いは、原則として直接宿泊先に支払うものとする。

#### (2)栄養費

- ①栄養費は、団体の延べ宿泊数に応じて、スポーツドリンク及び地元特産物等の現物を支給する。
- ②延べ宿泊数に対する現物の支給額は次の通りとする。

延べ宿泊数	支給額
50泊以下	10,000円以内
51泊～100泊まで	15,000円以内
101泊～200泊まで	20,000円以内
201泊以上	25,000円以内

#### (3)交通費

- ①団体が、本市までの道内移動のためにバスを借上げる場合、片道15,000円を助成する。
- ②団体が、本市までの道内移動のためにJRまたは都市間バスを利用する場合、1人当り片道500円を助成する。ただし、団体への助成上限額は30,000円とする。

(4)温泉入館料

①高校生以上が温泉を利用する場合、1人当たり1回250円の助成をする。

②中学生以下が温泉を利用する場合、1人当たり1回120円の助成をする。

4. 講習会開催による謝礼

合宿期間中、本市スポーツ団体に所属する青少年等に対し、団体指導者が講師となって実技講習会等を実施した場合、次の通り謝礼金を支払う。

講師	謝礼金額
高校以下を指導する監督・コーチ	20,000円
大学生を指導する監督・コーチ	30,000円
社会人・プロに所属する監督・コーチ	40,000円

5. 日本代表合宿

3及び4の規定に関わらず、オリンピック・パラリンピックに向けた日本代表が合宿を実施する場合、助成内容は次の通りとする。

(1)日本代表チームが本市において合宿を実施した場合、航空運賃及び宿泊費（食事代含む。）総額の1/2の額を助成する。ただし、助成上限額は2,000,000円とする。

(2)航空運賃の助成は東京・稚内間往復運賃相当額とする。ただし、東京・稚内間以外の航空経路を利用し、運賃が東京・稚内間往復運賃相当額を下回った場合は、その額を助成する。

附 則

1. この要綱は、平成22年4月28日から施行する
2. この要綱は、平成23年4月20日から改正施行する。
3. この要綱は、平成27年4月16日から改正施行する。
4. この要綱は、平成29年1月26日から改正施行する。